

令和6年3月29日

公 告

陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地における臨時野外出店の設置及び運営を行う業者募集について

陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地
業務隊長 北村 清孝
(公 印 省 略)

陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地における臨時野外出店の設置及び運営を行う業者を下記のとおり募集する。

記

1 公募に付する事項

陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地における臨時野外出店の設置及び運営

(1) 募集業種

ミリタリーグッズ、土産物、食品・飲料（アルコール飲料を含む。）、子ども玩具等、臨時野外出店で販売が可能と判断できる業種。

(2) 営業日時（予定）

令和6年8月1日（木）～8月31日（土）（うち1日） 17:00～20:30
を予定

（予備日 営業日の翌日）

※新型コロナウイルス感染症の影響により変更又は中止となる場合がある。

(3) その他

ア 出店業者には、国有財産使用料等の費用負担が発生する。

イ 応募業者が多数の場合は、茨城県内及び近郊の1都5県（東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、栃木県、群馬県）の業者を優先して採用とする。

ウ 出店に必要な資材、備品及び消耗品は全て各業者で準備すること。また、電気・水道等の使用が必要なときも同様とする。

（例 テント、固定用の重し、発電機、敷設するビニールシート、消火器等）

エ 細部については、別途配布する募集要領及び仕様書を参照

2 応募資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者

(2) 全省庁統一資格又は同等の資格を有する者

(3) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て遂行できる者

(4) 業者等の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

- (5) 業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 業者等の役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者ではないこと。
- (7) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び(5)から(8)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (10) その他、募集要領及び仕様書の内容を遵守できる者

3 申請書類等配布要領及び業者説明会

(1) 申請書類等配布要領

ア 期間：令和6年3月29日（金）から令和5年4月15日（月）まで
平日午前9時から午後3時まで（午後1時から2時を除く。）

イ 配布場所：霞ヶ浦駐屯地 厚生センター2階 厚生科厚生班

※インターネットの東部方面会計隊のホームページPDFデータの利用も可能

(2) 業者説明会

説明会としては実施しないため、必要に応じて電話又は厚生班に直接問い合わせること。

4 細部問い合わせ先

〒300-0837

茨城県土浦市右舂2410

陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊厚生科厚生班（担当：山田）

電話029-842-1211 内線2369

FAX029-842-1211 内線2375